

## 動物取扱業の適正化について（案）に対する 意見の募集（パブリックコメント）について （お知らせ）

平成23年7月28日（木）  
環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室  
代 表：03-3581-3351  
室 長：西山理行（内線6484）  
室長補佐：小西 豊（内線6427）  
担 当：鈴木祥之（内線6406）

現在、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「動物愛護管理法」という。）」の見直しを行っています。それにあたって、動物取扱業の適正化について、平成23年7月28日（木）から平成23年8月27日（土）まで、広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

動物愛護管理法は、昭和48年に制定され、その後平成11年、17年の2回改正されています。

平成17年改正法の附則第9条において、「政府は、この法律の施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされています。これに基づき、平成18年6月の改正法施行5年後に当たる本年、動物愛護管理法の施行状況の検討を進めています。

検討に当たっては、課題として取り上げるべき事項が多岐にわたっていることから、中央環境審議会動物愛護部会のもとに「動物愛護管理のあり方検討小委員会」を設置し、平成22年8月から議論を進めてきました。

今回、同小委員会において、「動物取扱業の適正化」にかかる議論を統括しましたので、その内容について、広く国民の皆様の御意見をお聞きするため、別添1の意見募集要領のとおり郵送、ファクシミリ及び電子メールにより、平成23年7月28日（木）から平成23年8月27日（土）までの間、パブリックコメントを行います。

### 【添付資料】

- ・別添 意見募集要領
- ・「動物取扱業の適正化について（案）」
- ・（参考資料）動物の愛護及び管理に関する法律の関係法令等